

## 市営住宅入居者の募集について

都市整備課（内線595）  
中山地域事務所総合窓口課 ☎967-1111  
双海地域事務所総合窓口課 ☎986-1111

平成22年度の市営住宅入居希望者を次のとおり募集します。

### ■募集対象住宅

下表のとおり

### ■入居申込資格

○伊予市内に住所又は勤務場所があること。

○現在、住む所に困っていること。

○同居を予定する親族がいること。（条件により、単身も可）

○世帯全員の所得月額が、15万8千円、もしくは、21万4千円以下であること。

○地方税（市税）を滞納していないこと。

○いわゆる「暴力団員」でないこと。  
※詳しくは、都市整備課にお問い合わせください。

### ■家賃

対象住宅の立地条件等により算定した基礎額から、入居する方の所得に応じて決定します。

### ■選考方法

住宅困窮度合いにより選考し難

い場合は、公開抽選で入居者を決定します。なお、空き戸数がない場合は、補欠入居者として抽選により入居順位を決め、空き家が生じ次第順次入居を決定します。  
※母子、高齢者、心身障害者世帯等については、入居順位の優遇があります。

### ■応募受付期間

2月1日(月)～19日(金)の執務時間中(土・日曜日、祝日を除く)

※受付順は、入居順位と関係ありません。

### ■応募手続き

都市整備課、中山・双海地域事務所総合窓口課の窓口で、申込書を配布します。説明書類をよく読んで、必要書類を各窓口へ提出してください。



### ■募集対象住宅一覧表

位置する地域	本庁地区			中山地区					双海地区					
	安広団地	新川団地	鳥ノ木団地	泉町3住宅	門前住宅	竹之内団地	豊岡団地	寺尾団地	下灘団地	二瀬団地	あかね団地	夕やけ団地	双海団地	
入居者を募集する団地・住宅名	安広団地	新川団地	鳥ノ木団地	泉町3住宅	門前住宅	竹之内団地	豊岡団地	寺尾団地	下灘団地	二瀬団地	あかね団地	夕やけ団地	双海団地	
空室状況※1 (数字は空き戸数)	満室	満室	満室	満室	満室	1DK:3	満室							
住宅基本情報	建築年度	H14	H7	S48 ~54	S61	H14	H8	H2	S51 ~53	H18	H13	H10	H8	S47
	家賃目安※2	23千~ 57千円	20千~ 41千円	9千~ 26千円	20千~ 39千円	13千~ 48千円	12千~ 39千円	18千~ 36千円	12千~ 24千円	20千~ 39千円	19千~ 37千円	18千~ 34千円	18千~ 35千円	4千~ 8千円
	住居形態	3LDK 3DK 2DK	3DK 2DK	3DK	4DK	3LDK 1DK	3LDK 1DK	3DK	3K	3DK	3DK	3DK	3DK	3DK
	浴室・トイレ	有	有	有※3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	エレベーター	有	1棟有 2棟無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	駐車場※4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
その他	電化	電化	共同ガス	戸建	一部電化	一部電化	共同ガス	—	電化	電化	—	—	—	

※1 空き状況は、退居者の発生や、リ災者対策による入居などにより変更となる場合があります。

※2 入居者資格内における家賃額の幅を表記しています。家賃額は所得によって変動します。

※3 鳥ノ木団地の浴槽、給湯設備は入居者による設置・管理となります。

※4 駐車場は満車の場合があります。

## 意見公募手続制度による意見を求めます

行政改革・政策推進室（内線668）

市では、次の2件について、伊予市意見公募手続条例に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

### ■政策等の名称

- ①伊予市総合計画実施計画(案)
- ②伊予市第三セクター等経営改革プラン(案)

### ■閲覧場所

- 市政情報コーナー
- 市役所1階ロビー
- 中山地域事務所
- 双海地域事務所

※伊予市ホームページ (<http://www.city.iyo.lg.jp>) に見ることができます。

## 伊予市の人権擁護委員会について

福祉課（内線527）

1月1日付けで、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。暮らしの中での悩みや心配事、困り事のある方は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容

### ■意見の提出期限

2月5日(金)～26日(金)

※直接持参する場合は、8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

### ■意見の提出方法

意見提案書に必要事項を記入の上、直接持参、郵便、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

### ■提出先・問い合わせ

行政改革・政策推進室 〒799-3193、伊予市米湊820番地、983-33681、Eメール [policy@city.iyo.lg.jp](mailto:policy@city.iyo.lg.jp)

の秘密は固く守られます。

### ■人権擁護委員

- 武市正彦さん(再任)
- 西山一幸さん(再任)
- 岡田誠一さん(新任)

## プラスチックごみの分別

市民生活課（内線535）

### プラスチック製容器包装として分別するもの

「プラスチック製容器包装」とは、お店で物を販売する際に、商品を入れたり包んだりしているプラスチックで、中身を消費した後、不用となる物のことをいいます。具体的には、次の識別表示(マーク)が付いている物を指します。



### プラスチックごみを出す際の注意事項

- ①プラスチック製容器包装以外

※まとめて45リットル以外の透明又は半透明のビニール袋(レジ袋可)に入れて出してください。

- ②汚れている場合は、軽く水ですいでから出す。(洗えない物や汚れが取れない物は、「燃えるごみ」で出す。)
- ③マヨネーズや歯磨き粉チューブなどの容器は、「燃えるごみ」で出す。
- ④レジ袋に入れてから、さらにごみ袋に入れる「二重袋出し」はしない。
- ⑤ボトル類・カップ・パック類・トイ類などの種類別に分別する必要はありません。

## 乗らなくなったバイクをお持ちの方は、ナンバーの返納手続きを！

軽自動車税は、毎年4月1日現在において、ナンバー登録がある軽自動車・原付・小型自動二輪車・小型特殊車の所有者に対して課せられます。

乗らなくなった車両がある場合は、3月末までにナンバーの返納手続きをしてください。

車両の譲渡があり、名義変更をしていない方も、同様に手続きをしてください。

■問い合わせ  
税務課（内線531）

## 伊予市統計調査員の募集について

企画財務課（内線588）

市では、国勢調査をはじめとする各種統計調査に従事する、統計調査員を募集しています。

### ■統計調査員の仕事内容

調査票の配布、回収や回収した調査票の点検、整理など。

### ■注意事項

調査員として登録すると、調査を実施することにより、市から連絡をします。

※ただし、各種調査ごとに実施時期や

規模が異なるため、年によっては一度も調査のお願いができない場合があります。

### ■報酬

報酬額は、調査の種類によって異なります。

### ■調査員の登録資格

- 20～70歳未満の方
- 伊予市内で調査活動が可能な方
- 税務、警察、選挙事務等に直接関係のない方
- 守秘義務を遵守できる方

## 家を取り壊したときの固定資産税について

税務課（内線532・534）

税務課では、新增築家屋の調査を不動産登記申請等により実施し、この調査をもとに賦課期日（1月1日現在の状況）を固定資産税課税台帳に登録し、翌年度から課税しています。

また、取り壊し家屋についても、不動産登記申請等により、実地調査や見回りを行い、翌年度の固定資産税課税台帳から除く

こととしています。

しかし、登記申請をしていない、又は、未登記である場合の家屋の取り壊しについては、調査員が道路から目視できないなど、現況把握が困難な場合もあるため、法務局で滅失登記申請の手続きを行うか「家屋滅失届書」を税務課に提出してください。

## おおひら保育所が2月に完成します

福祉課（内線538・539）

現在、おおひら保育所の新園舎を大平地区公民館の横に建築しています。3月から新しい園舎で保育を開始する予定です。

おおひら保育所は、定員に空きがありますので、入所を希望する方は、おおひら保育所（☎98311442）、又は、福祉課にお問い合わせください。



▲2月の完成に向けて、建築中のおおひら保育所（1月14日撮影）

### ■おおひら保育所の施設概要

名称	部屋数	備考
乳児室	1	沐浴、調乳室を併設
保育室	1	
遊戯・保育室	2	
ミーティングルーム（事務室）	1	医務・相談室を併設
調理室	1	
多目的ホール	1	
トイレ	1	幼児用、多目的トイレ



国民年金の手続きはお済みですか？  
これから年金を受給する皆さんへ

健康保険課（内線547）

【裁定請求の手続きについて】

年金は、自動的に受け取れると思っ  
ていませんか？受給資格を満たして  
いる方が、年金を受給する場合は、受  
給者本人が年金を受け取る手続き（裁  
定請求）をしなければなりません。

その際に必要となる届出書が「裁定請求書」です。

【裁定請求書】の

事前送付について

【年金の受給資格がある方】

年金の受給資格があり、60歳・65歳で受給権が発生する方には、年金支給開始年齢に達する約3か月前に、日本年金機構から本人宛に裁定請求書が送付されます。記載内容をよく確認し、必要事項を記入して、年金事務所に提出してください。

※「裁定請求書」は、約3か月前に送付されますが、裁定請求書の提出日や戸籍謄本、住民票等の発行日については、受給権発生日（誕生日の前日）以降になりますので、ご注意ください。

【裁定請求書が届かない場合】

裁定請求書が届かない方は、日本年金機構で年金の受給資格が確認できなかった方です。ただし、カラ期間を加算すれば受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

※「カラ期間」とは、

- ① 昭和61年3月以前に配偶者の扶養であった期間
- ② 平成3年3月以前に学生であった期間
- ③ 昭和36年4月以降の20～60歳に海外に在住した期間

などがあります。

■問い合わせ

日本年金機構松山西年金事務所  
☎92515105  
※社会保険事務所は、1月から日本年金機構の「年金事務所」に名称変更しました。



＝ 2月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。  
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税 (第4期)	3月1日(月)	3月1日(月)
国保税 (第8期)		

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)



▲中山町漆地区の梅林(平成21年2月18日撮影)

ホップステップ 消費者力

お宅の暖房機器は大丈夫？

○ガスや灯油を使うときは、必ず換気！

- ・時々、窓を開ける。
- ・排気ファンの作動を確認する。

○電気を使うときは、漏電に注意！

- ・焦げるにおいや発熱、異常音がしたら使用中止。
- ・ほこりはコンセントからプラグを抜いて、乾いた布で除く。

○おかしいなと思ったら、プロに点検を依頼！

- ・機器を買った販売店やメーカーの相談窓口などで確認。
- ・点検を装った悪質な訪問販売には、注意を！

○「取扱説明書」は、よく読んで保存。

リコール製品はこちらで確認できます。  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)  
<http://www.jiko.nite.go.jp/index4.html>

消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
平成21年中の火災発生状況報告

伊予消防署 ☎ 982-10657

■平成21年中火災発生状況

(調査中の2件は未計上)

区分	平成20年	平成21年	前年比
件数	14	16	2
損害額(千円)	30,432	54,429	
建物	件数	10	13
	焼損面積(m <sup>2</sup> )	281	838
	焼損表面積(m <sup>2</sup> )	11	12
	損害額(千円)	28,376	50,938
林野	件数	0	0
	焼損面積(a)	0	0
	損害額(千円)	0	0
車両	件数	2	2
	損害額(千円)	1,914	3,470
船舶	件数	0	0
	損害額(千円)	0	0
その他	件数	2	1
	損害額(千円)	142	21
り災世帯数	5	8	3
り災人員	14	18	4
負傷者数	2	3	1
死者	1	0	△1

※平成21年の地区別内訳は、本庁地区12件、中山地区2件、双海地区2件です。

昨年、毎月1件程度の火災が発生しています。これは、空気が乾燥し、暖房器具を使う機会が多い季節以外にも、火災が発生しているということです。

■出火原因と件数

(調査中の2件は未計上)

原因	件数
石油ストーブ	1
器具付きコード	1
風呂かまど	1
フレイキライニング	1
ライター	1
排気管	1
消し炭薪	1
点検灯	1
その他の電気機器	1
たばこ	1
不明	4
合計	14

平成21年に市内で発生した火災件数は16件、損害額は約5,400万円(2件調査中)でした。平成20年と比較すると、件数では2件増加となり、損害額も約2,400万円(2件調査中)の増加となっています。

自分の家は大丈夫と思っても、火災はちょっとした油断や不注意から発生することが大半です。自分たちの命や財産は、自分たちで守るということをお心掛け、火災予防に努めましょう。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(12月末日現在)

	12月	累計	前年比
発生	22件	212件	+ 29件
死者	3人	5人	- 1人
傷者	33人	285人	+ 56人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(12月末日現在)

	12月	累計	前年比
侵入盗	3件	62件	- 28件
自動車盗	0件	7件	+ 1件
オートバイ盗	2件	21件	- 2件
自転車盗	2件	50件	- 31件
車上ねらい	1件	44件	- 19件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり 地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く。)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
2	6(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	7(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	11(木)	友澤設備 大 平	982-1381
	13(土)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	14(日)	(有)田中興業 中 山	967-0558
	20(土)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	21(日)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	27(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
3	28(日)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	6(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	7(日)	(有)栄電機設備 中 山	967-1318

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。  
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

# 平成21年中の救急出場状況報告

## 救急車の出場件数

平成21年の救急出場件数は、1,756件(前年比44件増)で、1,680人(前年比53人増)を搬送しました。これは、伊予市民の約23人に1人が救急車を利用したことになります。また、搬送人員の内訳は、左表のとおりとなっており、傷病の程度では、軽症者が搬送人員全体の52%を占めています。

年々救急車の出場件数が増加し、搬送中に他の救急要請があることが多くなっています。そのため、救急車が現場に到着するまでの時間が遅れる場合があります。救急車は、だれでも要請すれば

## ■平成21年救急車の出場件数等

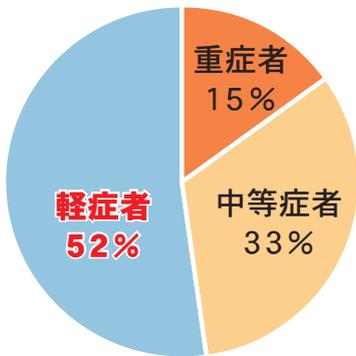
### ○出場件数

1,756件(前年比44件増)

### ○救急車の搬送人員の内訳

急病	996人
一般負傷	264人
交通事故	214人
その他	206人
合計	1,680人

### ○搬送人員の傷病程度の割合



利用することができそうですが、本当に生命にかかわる傷病者の搬送に支障をきたす恐れがありますので、症状の軽い方や救急車で病院に行けば早く診てもらえるといった安易な考えの方、また、自家用車やタクシーで病院に行ける方などは、救急車の利用を控えてください。

119番する前に今一度考えてみてください。



## 『火災に早く気付くために』



毎年全国では、火災で約千人の方が亡くなっています。皆さんは、その原因の多くが「逃げ遅れ」であることを知っていますか？

逃げ遅れの原因の中で大半を占めているのが、火災に気付くのが遅れてしまい、避難ができなくなってしまう場合です。そのため、条例改正により、既存住宅には、平成23年5月31日までに「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられました。

住宅用火災警報器には、「煙式」と「熱式」の2種類があり、家電量販店やホームセンターなどで購入することができます。

住宅用火災警報器を購入する場合は、消防署や市役所といった自治体関係者を装って、高額で販売する悪徳訪問販売が増えていますのでご注意ください。

**住宅用火災警報器の取り付け場所**

家のどこに取付ければいいのか？  
基本的な取り付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされています。

**設置義務**  
1階以外に寝室がある場合には、階梯にも取付けましょう(煙式警報器)

**設置義務**  
住居内の寝室にあたる部屋に取付けましょう(煙式警報器)

**設置義務**  
設置はありますが、台所に設置することはありません(熱式警報器が望ましい)

## ■伊予市管内の火災と救急出場件数(12月末日現在)

種別	12月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	0	12	2	2
	1			16		
救急出場 件数	116	21	21	1,298	215	243
	158			1,756		

**火災・救急 → 119**

**火災救急病院 案内 982-5959**